

用語解説

【ア行】

アクションプラン

政策や計画、企画などを実施するための具体的な行動計画。

インフラ

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、港湾、上下水道、橋、公園、学校、病院など産業基盤や生活基盤となる社会資本のこと。

【カ行】

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土・整地をいい、単なる土地の分合筆のような権利区画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等を含まない。

家屋倒壊等氾濫想定区域

想定最大規模の洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生するおそれがある区域。

かごしま i マップ

地図を使って様々な施設やエリアの情報を提供する鹿児島市の地図情報システム。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する。

工業専用地域

都市計画法に基づく用途地域のひとつで、工業の利便を増進するため定める地域。

既存の工業地で住宅等の混在を排除し、又は防止すべき区域、新たに工業地として計画的に整備すべき区域等について指定される。

工業地域

都市計画法に基づく用途地域のひとつで、主として工業の利便を増進するため定める地域。

工業地域内では、ホテル、キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院、一定規模を超える店舗等の建築物は建てられない。

コミュニティバス

自治体や自治会等が、地域住民の移動手段を確保するために、一定地域内を運行するバスのこと。公共交通が不便な地域において運行するもののほか、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環するものなど様々なタイプがあり、従来の乗り合いバスを補う公共交通サービスである。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるような、まちづくりの考え方。

【サ行】

砂防指定地

治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地。砂防法に基づき、国土交通大臣が指定する。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

地すべり防止区域

地すべり区域（地すべりしている区域、地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及び地すべり区域に隣接する区域（地すべりを助長・誘発している地域、地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域）を包括する地域であって、公共の利害に密接な関連を有する区域。地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する。

斜面緑地

平地部の市街地の外縁を構成し、市街地のどこからでも垣間見ることのできる身近な緑地であり、緑の景観を構成する重要な一部となっている。また、斜面の崩壊防止の役割も担っている。

集落核

「第二次かごしま都市マスタープラン」で位置付ける拠点のひとつで、一定規模（概ね200戸以上）の集落が形成され、地域外の商業集積地から距離があること等により、日常生活に支障があると考えられる地域において、小～中規模な店舗等の生活利便施設の誘導を図る区域。

職住育近接型のまちづくり

住宅地において、医療機関や店舗などの日常生活に必要な施設のほか、事務所や保育所などが充実した「住まい」と「働く場」、「子育ての場」が近接したまちづくりのこと。

人口集中地区

国勢調査の集計のために設定される統計上の地域単位で、人口密度が40人/ha以上の基本単位区などが互いに隣接し、合計人口が5,000人以上となる地区。DIDともいう。

垂直避難

建物屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

ストックマネジメント

既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化等を図る体系的な手法。

生産年齢人口

15～64歳の人口

総合戦略

将来にわたって地域の活力を維持できるよう、地方創生に積極的に対応していくための指針のことで、本市では、2022（令和4）年3月に「第2期鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。

【夕行】

大規模盛土造成地

谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000㎡以上の造成宅地である「谷埋め型大規模盛土造成地」、又は、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成宅地である「腹付け型大規模盛土造成地」。

第二種低層住居専用地域

都市計画法に基づく用途地域のひとつで、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

第二種低層住居専用地域内では、小中学校のほか、床面積が 150 m²までの一定の店舗等を建てることことができる。

団地核

「第二次かごしま都市マスタープラン」で位置付ける拠点のひとつで、地形的な要因等により、周辺の市街地から分断され、当該団地外へ徒歩や自転車等で移動することが困難な住宅団地において、店舗等の生活利便施設の集約を図る区域。

地域医療支援病院

地域における医療の確保のために必要な支援に関する一定の要件に該当する病院。医療法に基づき、都道府県知事が承認する。

地域生活拠点

「第二次かごしま都市マスタープラン」で位置付ける拠点のひとつで、郡山、吉田、伊敷、吉野、松元、喜入、桜島の7地域の支所周辺等において、店舗等の生活利便施設の集約を図る区域。

中心市街地活性化基本計画

2006（平成 18）年 8 月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するために策定される計画。

超高齢社会

高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%を超える社会。

特定用途制限地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

都市経営

人、物、情報などを効率的、効果的に組み合わせ、課題を解決し、よりよい都市にしていくといった「都市を経営する」視点に立った自治体行政の考え方。

都市計画運用指針

国が、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示した指針。

都市計画基礎調査

都市計画法に基づき、おおむね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しに関して実施する調査。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地として指定した区域。

具体的には、市の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進の基本方針等について定めるとともに、民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例、交付金の交付、立地適正化計画に基づく都市計画の特例等の特別の措置を講じて、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的に定めた法律。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する。

【ハ行】

風致地区

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定める地区。

【マ行】

マスタープラン

基本計画のこと。

都市計画の分野でのマスタープランには、「立地適正化計画」の他に、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や、市町村が定める「市町村マスタープラン」（鹿児島市の場合は「第二次かごしま都市マスタープラン」）がある。

【ヤ行】

用途地域

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

【ラ行】

臨港地区

都市計画法に基づき、港湾を管理運営するため定める地域地区で、港湾施設などが立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域。